

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年二月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚信孝

一 道路の種類 県道
二 路線名 熊谷小川秩父線
三 道路の区域

新	旧	旧新別
比企郡小川町大字青山字耕地 七五五番一地先から 同郡同町大字腰越字南早道 二〇一番一地先まで		一六・〇〇〇
一九・二七		一三六七・八〇
一五・六六〇 一九・八〇		社会資本整備総合交付金（街路）工事。
平成二十四年二月二十八日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号及び令和七年四月四日付け同第十号による道路予定区域の一部変更である。		